

【1991年3月26日】地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
衆議院社会労働委員会

地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院社会労働委員会
平成三年三月二六日

政府は、地域における雇用問題が地域経済の振興、地域の活性化にとって極めて重要であることにかんがみ、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 我が国の勤労者が、その経済的地位にふさわしい真の豊かさとゆとりを享受できるような地域社会を実現するため、雇用情勢が改善されていない地域に対する従来の施策及び新たに設けられる雇用環境整備地域に対する施策の積極的な推進等地域雇用対策を総合的かつ強力に推進していくこと。
- 二 地域雇用開発を促進するに当たっては、地域活性化のための諸施策と十分な連携を図ること。
- 三 本法の施行については、関係地方公共団体の意見を十分尊重するとともに、地方公共団体がその自主性を十分発揮できるよう、施策の効果的な運用を行っていくこと。
- 四 地域雇用対策を推進していくうえでは、労使関係者の意向が十分に反映されるよう配慮すること。
- 五 地方公共団体と公共職業安定所等職業安定機関との連携のもとに、Uターン就職希望者等にニーズに即した求人情報等の提供に努めること。
- 六 各種助成金、融資制度については、地域の雇用失業情勢その他雇用の動向に的確に対応した適切かつ機動的な運用が図られるよう努めること。
- 七 地域における職業能力の開発が重要であることにかんがみ、公共職業訓練施設の充実・強化、民間各種職業訓練施設の積極的活用等職業能力開発体制の整備を図ること。
- 八 本法の実効ある運営を確保するため、定員増を含め行政体制の充実・強化を図ること。